

外国（地域）企業の中国国内における生産経営活動従事のための 営業場所登記変更（届出）に際して提出する必要がある文書および 証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「外国（地域）企業の中国国内における経営活動従事のための登記（届出）申請書」
2	審査認可機関の認可文書および中国合作単位の紹介状
3	営業場所変更後の合法使用証明文書
4	営業許可証の写し

注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出する文書が外国語である場合、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料は1部のみ提出すればよい。
- 5、番号2は、原本あるいは写しを提出しなければならない。金融業界、保険業界の外国（地域）企業の場合、当該書類を提出する必要はない。
- 6、変更が認可された後、営業許可証の正本および副本の原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

外国（地域）企業の中国国内における生産経営活動従事者の 責任者変更（届出）登記に際して提出する必要がある文書および証 明書

番号	文書および証明書の名称
1	「外国（地域）企業の中国国内における経営活動従事者の変更（届出） 登記申請書」
2	審査認可機関の認可文書および中国合作単位の紹介状
3	責任者の任命・解任文書および新責任者の身分証明書の写し
4	営業許可証の写し

注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならぬ。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出する文書が外国語である場合、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を1部のみ提出すればよい。
- 5、番号2は、原本あるいは写しを提出しなければならない。金融業界、保険業界の外国（地域）企業の場合、当該書類を提出する必要はない。
- 6、変更が認可された後、営業許可証の正本および副本の原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

外国（地域）企業の中国国内における生産経営活動従事の 経営範囲変更（届出）登記に際して提出する必要がある文書および 証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「外国（地域）企業の中国国内における経営活動従事のための登記（届出）申請書」
2	審査認可機関の認可文書および中国合作単位の紹介状
3	新規プロジェクト契約書
4	営業許可証の写し

注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出する文書が外国語である場合、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を1部のみ提出すればよい。
- 5、番号2は、原本あるいは写しを提出しなければならない。金融業界、保険業界の外国（地域）企業の場合、当該書類を提出する必要はない。
- 6、番号3について、外国（地域）の金融業、保険業の企業は提出する必要はない。石油開発、請負工事、経営管理の請負または委託引受に従事する外国（地域）の企業が提供する新規プロジェクト契約（要約）書においては、生産経営活動の経営期間および生産経営活動に従事するにあたっての費用総額を明確にしなければならない。
- 7、変更が認可された後、営業許可証の正本および副本の原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

外国（地域）企業の中国国内における生産経営活動従事のための 経営期間変更（届出）登記に際して提出する必要がある文書および 証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「外国（地域）企業の中国国内における経営活動従事のための登記（届出）申請書」
2	審査認可機関の認可文書および中国合作単位の紹介状
3	生産経営活動の費用確認書
4	営業許可証の写し

注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出する文書が外国語である場合、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を1部のみ提出すればよい。
- 5、番号2は、原本あるいは写しを提出しなければならない。金融業界、保険業界の外国（地域）企業の場合、当該書類を提出する必要はない。
- 6、番号3は、中国において生産段階にある鉱物資源開発に従事する外国（地域）の企業のみ適用される。
- 7、変更が認可された後、営業許可証の正本および副本の原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

外国（地域）企業の中国国内における生産経営活動の 名称変更（届出）登記に際して提出する必要がある文書および証 明書

番号	文書および証明書の名称
1	「外国（地域）企業の中国国内における経営活動従事のための登記（届出）申請書」
2	審査認可機関の認可文書および中国合作単位の紹介状
3	外国（地域）企業の名称変更証明書
4	営業許可証の写し

注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出する文書が外国語である場合、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を1部のみ提出すればよい。
- 5、番号2は、原本あるいは写しを提出しなければならない。金融業界、保険業界の外国（地域）企業の場合、当該書類を提出する必要はない。
- 6、番号3の外国（地域）投資者の名称変更証明書は、所在国の主管機関の公認を経て、所在国の中国大使館に提出・認証する。若し、所在国が中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中国と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中国大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機構の認証を経て、最終に当該国の中国大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオおよび台湾地域投資者の主体資格証明書あるいは身分証明は、専門規定あるいは協議により、現地公認機構の公認文書を提出しなければならない。
- 7、変更が認可された後、営業許可証の正本および副本の原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

外国（地域）企業の中国国内における生産経営活動従事のための 資本金額変更（届出）登記に際して提出する必要がある文書および 証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「外国（地域）企業の中国国内における経営活動従事のための登記（届出）申請書」
2	審査認可機関の認可文書および中国合作単位の紹介状
3	出資検査報告書
4	営業許可証の写し

注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出する文書が外国語である場合、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を1部のみ提出すればよい。
- 5、番号2は、原本あるいは写しを提出しなければならない。金融業界、保険業界の外国（地域）企業の場合、当該書類を提出する必要はない。
- 6、番号3は、中国において外国（地域）の金融業、保険業の企業のみ適用される。
- 7、変更が認可された後、営業許可証の正本および副本の原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

**外国（地域）企業の中国国内における
経営活動従事のための登記（届出）申請書**

<input type="checkbox"/> 基本情報(記入必須)			
名称		統一社会信用コード（設立登記の場合、記入不要）	
電話番号		郵便番号	
住所 (営業場所)	_____省（市/自治区） _____市（地域/盟/自治州） _____県（自治県/旗/自治旗/市/区） _____郷（民族郷/鎮/街道） _____村（路/社区） _____号		
<input type="checkbox"/> 開業（開業登記のみ）			
企業類型		主管部門	
審査認可機関		認可日	
責任者			
中国国内における経営範囲	（申請者は企業状況に基づいて『企業登記政府部門情報共有表』に関係内容を記入する）		
資金金額	_____ 万元	通貨	
経営期限	_____年_____月_____日から_____年_____月_____日まで		
請負工事または経営管理項目			
外国（地域）企業の名称			
外国（地域）企業の海外営業場所			
外国（地域）企業の経営範囲			

備考：

1. 本申請書は、外国（地域）企業は中国国内における生産経営活動従事のための開業、変更、抹消、届出に適用される。
2. 本申請書はA4紙を使うべきである。プリントアウトする場合、黒いインク万年筆あるいはサインペンで署名する。手書きで記入する場合、黒いインク万年筆あるいはサインペンではっきりと署名せねばならない。

□変更／届出(変更／届出のみ、今回の申請と関係がある事項のみ)			
変更／届出事項	元の登記内容		変更／届出後の登記内容
□抹消 (抹消登記のみ)			
抹消原因			
税務登記抹消状況	□抹消済		□納税義務なし
税関手続の抹消状況	□抹消済		□税関事務なし
認可機構			
認可文書番号		認可日期	
債権債務の整理単位			

<input type="checkbox"/> 指定代表者あるいは委託代理人（記入必須）			
委託権限	1、同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 登記資料の写しを審査し、審査意見の表示； 2、同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 企業が用意した資料の修正； 3、同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 関連書類の記入エラーの修正； 4、同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 営業許可書および関連資料の受領。		
固定電話番号		携帯電話番号	
指定代表者あるいは委託代理人の身分証明書の写しの貼付位置			
指定代表・委託代理人署名			
年 月 日			
<input type="checkbox"/> 申請者承諾（記入必須）			
本申請者および署名者は提出した資料文書および記入した情報が真実かつ有効であり、 相応の法律責任を負うことを承諾する。 外国（地域）企業権利署名者署名：			
（社印捺印）			
年 月 日			

添付 1

責任者情報

本表は開業および責任者変更のみに適用される。

姓名		国(地域)	
固定電話番号		携帯電話番号	
Eメール アドレス			
身分証明書類型			
身分証明書番号			
身分証明書の写しの貼付位置			
責任者署名			
年 月 日			

添付 2

連絡員情報

姓名		固定電話番号	
携帯電話番号		Eメール アドレス	
身分証明書類型		身分証明書番号	
身分証明書の写しの貼付位置			

備考:

1. 連絡員は主に本企業が企業登記機関との連絡とコミュニケーションを担当し、且つ本人個人情報により国家企業信用情報開示システムにアクセスし、法による本企業の関係情報を社会に向け公布する。連絡員は企業登記および企業情報開示に関する法規を理解すべきである。
2. 『連絡員情報』に変更がない場合、改めて記入の必要はない。

添付 3

承諾書

_____ (登記機関名称):

(企業名称)は下記の内容を謹んで承諾する。登記機関は関連審査事項および認可部門を告知した。営業許可書を受領後、本企業は適時に認可部門へ審査手続きを行い、行政認可を取得する前に関連経営活動に従事してはならない。もし、登記経営範囲以外の事後審査の必要がある経営活動に従事する場合、事前に経営範囲変更の手続きおよび関連審査手続きを申請し、関連認可を取得する前に当該経営活動に従事してはならない。

上述内容に違反する場合、相応の法律責任を自発的に負う。

署名：

年 月 日

備考：

- 『承諾書』は企業設立および経営範囲変更のみに適用される。
- 申請者が独立企業法人、非独立企業法人、非独立外商投資企業である場合、法定代表者により署名される。設立の場合、就職準備の法定代表者により署名される。申請者が外国（地域）企業の中国国内における生産経営活動に従事する場合、権限がある署名者により署名される。申請者がパートナー企業、外商投資企業である場合、全員パートナーあるいは委託する執行事務パートナーにより署名される。申請者が個人独資企業である場合、投資者により署名される。変更登記の場合、社印捺印が必要である。外国（地域）企業が中国国内における生産経営活動に従事する場合を除く。
- 有限責任会社と株式有限公司の支店、非独立企業法人の系列機構は所属企業の法定代表者により署名され、営業企業は所属企業の法定代表者により署名され、個人独資企業の系列機構は所属企業の法定代表者により署名され、パートナー企業の系列機構はパートナー企業執行事務パートナーあるいは委託代表により署名される。設立、変更登記の場合、所属企業の社印捺印が必要である、外国（地域）企業が中国国内における生産経営活動に従事する場合を除く。